

## ◆特集 定年後再雇用賃金の減額

### 再雇用先の労働条件

JRの再雇用先は原則出向で施設職場（保線）のパートナー会社（下請け）になり、賃金（基本給）は約半分の17万4000円になりました。勤務も夜間作業が一ヶ月4回〜5回から倍くらい（一カ月分を一週間で同じ回数になることもある）になりました。

### 勤務時間の変更

勤務は変形勤務です。配転になった当時は、日中8時〜18時（休憩1時間）、夜勤22時〜翌日6時（休憩1時間）が多く、明けて帰宅することが出来ました。出向者は、「連夜は無い」と団体交渉の確認もありましたが、連夜勤務（夜勤明けに夜勤）や3連夜（夜勤明けに夜勤、また夜勤明けに夜勤）の勤務もありまし

# 勤務時間の変更で超勤手当が激減

千葉県 船橋市

菊地 義明

一週間勤務の一例		
月曜日	8:00～17:00 23:30～翌日 5:00	打合や夜間作業準備 夜間作業～実績整理
火曜日	8:30～10:30 23:30～翌日 5:00	打合や夜間作業準備 夜間作業～実績整理
水曜日	8:30～12:00	安全会議等
木曜日	8:00～17:00 23:30～翌日 5:00	打合や夜間作業準備 夜間作業～実績整理
金曜日	8:30～10:30 23:30～翌日 5:00	打合や夜間作業準備 夜間作業～実績整理
土曜日	8:30～10:30	打合や夜間作業準備
日曜日	原則休日	翌日(月曜日) 0時～10時勤務も有

た。

こうした勤務での夜間作業状態は、意識朦朧となります。それでも、夜勤明けの夜間作業の打合せなどは朝起きて、超勤で行われていました。若い社員でも大変なのに、60歳過ぎでの私にとつては、これが一番きつかったです。

このように連夜作業計画にならざるを得ないのは、人員不足を物語っていると思います。

その後、何度か勤務が変更され、休日の翌日0時から10時（2時間休憩）の勤務も多くなってきました。休日でも夜間作業は23時頃から始まるので、仕事するためには夜間作業（準備含む）前に出勤しなければなりません。

65歳定年退職する頃には、超勤にならないように更に細かく、様々な勤務を組み合わせるようになりました（一週間勤務の一例参照）。

日中は8時から17時（休憩1時間）、夜勤は23時30分から翌日10時（休憩3時間）が多くなり、夜勤明けでも10時まで帰れません。連夜で当夜の打合せも10時まで勤務時間なので、超勤手当は付きません。更に変更され、日中は8時から17時（休憩1時間）、夜勤は23時30分から翌日5時で一旦勤務終了です。

明けの人は帰れますが稀です。夜勤明けの朝8時30分から10時30分または、12時へとなりました。安全会議などある日は12時までの勤務指定になることが多く、出席してからの帰宅となりました。事務室に戻つてからの実績整理で17時に終わらないこともあります。30分過ぎると労働時間が6時間を超えるので45分の休憩時間が発生し、勤務終了が19時頃になることもあります。通勤時間が長い人は連夜勤務の時、職場に2泊、3泊する人もいます。

### 働き方改革で大幅収入減に

勤務の変更により、今まで超勤で行われていた、連夜時の打合せや現場調査が勤務時間になりましたので、特に若い社員は基本給が低いので、大幅な超勤減（収入減）になりました。そうした状況で、さすがに「不満の声」を聴くこともありましたが、それに対して改善を求めたり話し合うことも無いので、結局最後は「あきらめ」になってしまいます。

他のパートナー会社（下請け）で働く仲間と話をすると、同じような状況であることが分かります。

（きくち よしあき）